

改正

令和4年8月29日訓令第55号

国立市幼児同乗用自転車貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼児同乗用自転車（以下単に「自転車」という。）を子育て世帯に貸し出すことにより、子育て支援に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 自転車の貸出対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 小学校就学の始期に達するまでの幼児を養育していること。
- (3) 年齢が満16歳以上であること。
- (4) 自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に自転車を維持管理できること。

(貸出期間)

第3条 自転車の貸出期間は、年度を単位とし、自転車の引渡しの日からその属する年度の末日までとする。ただし、前条に規定する要件を満たす期間においては、4回を限度に更新することができる。

(貸出台数)

第4条 貸出しを行う自転車の台数は、1世帯につき1台までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出手続等)

第5条 自転車の貸出しを受けようとする者は、国立市幼児同乗用自転車貸出申請書（第1号様式）を市長に提出して申請しなければならない。第3条第1項ただし書の規定により更新して使用を続ける場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、貸出しの承認又は不承認を決定し、国立市幼児同乗用自転車貸出承認・不承認通知書（第2号様式）により当該申請を行った者に通知する。

3 前項の場合において、審査の結果、第2条に規定する要件を満たす者の数が、この要綱により

貸出しを行う自転車の台数を超えるときは、公開による抽選を行い、貸出しの承認又は不承認を決定するものとする。

4 前項の規定により抽選を行った場合において、貸出期間終了前に自転車の返却があったときは、当該抽選で次点になった者から順に貸出しの承認を行い、国立市幼児同乗用自転車貸出承認・不承認通知書によりその者に通知する。

5 前3項の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、国立市幼児同乗用自転車借受書（第3号様式）を市長に提出し、自転車を借り受けるものとする。

6 使用者は、前項の国立市幼児同乗用自転車借受書の記載内容に変更が生じたとき、第2条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は自転車の使用を中止するときは、国立市幼児同乗用自転車使用変更・中止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸出し及び返却の方法）

第6条 自転車の貸出し及び返却は、国立市子ども家庭支援センターにおいて行う。

2 使用者は、貸出しを受けた自転車（以下「貸出自転車」という。）の返却前に、通常の使用による磨耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、ライト、チャイルドシート等の変形若しくは破損又はタイヤのパンクがあったときは、その修理等を行い、その費用について負担するものとする。

（貸出料金）

第7条 自転車の貸出料金は、無料とする。

（貸出承認の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車の貸出しの承認を取り消し、又は貸出自転車の使用を停止することができる。

- （1）使用者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2）使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- （3）使用者が偽りその他不正な手段により貸出しの承認を受けたとき。
- （4）災害その他の事故により、自転車の貸出しができなくなったとき。
- （5）前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消し、又は貸出自転車の使用を停止したときは、国立市幼児同乗用自転車貸出承認取消・使用停止決定通知書（第5号様式）により使用者に通知する。

（返却義務）

第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出自転車を速やかに返却しなければならない。

- (1) 第3条の貸出期間が終了したとき。
- (2) 市外に転出するとき。
- (3) 自転車を使用する必要がなくなったとき。
- (4) 前条の規定により市長が貸出の承認を取り消したとき。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出自転車の使用に関し道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 貸出自転車の改修については、幼児2人同乗用に改修する場合に限り可能とし、その費用については使用者が負担すること。
- (3) 貸出自転車に幼児を同乗させるときは、幼児用ヘルメットを着帽させる等、幼児の安全についての十分な配慮を行うこと。
- (4) 貸出自転車の保守及び管理を適切に行うこと。
- (5) 貸出自転車を盗難から守る措置を行うこと。
- (6) 貸出自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 貸出自転車を1年以上継続して使用する場合は、点検を受けること。

(被害発生時の対応)

第11条 使用者は、貸出自転車について盗難その他の被害が発生したときは、警察に届出を行うとともに、その被害状況を直ちに市に報告し、市が必要とする当該被害に係る証拠書類等を遅滞なく提出しなければならない。

(事故及び損害賠償)

第12条 使用者は、貸出期間内において貸出自転車に係る事故が発生したときは、事故の規模にかかわらず、警察署への届出等法令上必要な処置を採るとともに、速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

2 貸出自転車の使用に伴い、使用者の過失による事故によって生じた損害等については、使用者が賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

付 則（令和4年8月29日訓令第55号）

- 1 この訓令は、令和4年8月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の国立市幼児同乗用自転車貸出事業実施要綱の規定は、この訓令の適用の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

様式（省略）